著作 権法の一 部を改正する法律

著作権法 十五 年法 の一部を次のように改正する。

律第四十八号)

法

(昭

和

几

第五章 著作 権 等の制限 に

目次中 「第五章 私的録音録画補償金 (第百四条の二―第百四条の十)」を 第 一節 私的 録音録 画 補

第二節 授業目的公衆送

よる利用に係る補償金

償 金 (第 百 匹 条の二―第百四 条の十)

に改める。

信補 償金 (第百四 条の十一 第百四条の十七)」

第二条第一項第九号の五イ中 「及び第四十七条の五第一項第一号」を削り、 同項第二十一号中 「利用する

を 「実行する」に改める。

第二十条第二項第三号中 「利用 し」を 「実行 に改める。

第三十条の二第 項 中 「複製 又は翻案する」を 「複製する」に改め、 同項ただし書中 「複製 又は 翻 案 (I)

を 「複製の」 に改め、 同条第二項中 「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、 「伴つて」の下に

「いずれの方法によるかを問わず、」を加える。

第三十 条 の三 中 てに お 1 て _ 0) 下に 7 ず れ 0) 方法 による カゝ を問 わ ず を加える。

第三十条の四を次のように改める。

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条

 \mathcal{O}

兀

著作

物は、

次に掲げる場合その

他

の当該著

作物に表

現された思

想又は感情を自ら享受し又は

他 人に享受させることを目的 とし ない 場合には、 その 必要と認めら れ る限度に は 7 て、 ** \ ず ħ 0 方 法によ

る か を問 わず、 利用することができる。 ただし、 当 該 著 作 物 \mathcal{O} 種 類 及 び 用 途 並 び に 当該 利 用 \mathcal{O} 態 様 に 照 5

L 著 作権 者 \mathcal{O} 利 益 を不当に害することとなる場合は、 こ の 限 りで な \ <u>`</u>

著作 物 \mathcal{O} 録 音 録 画その他 |の利| 用 に係る技術 \mathcal{O} 開 発又は 多実用: 化 のため の試 験 の用 に 供する場合

情 報 解 析 (多数の 著 作 物 そ 0 他 \mathcal{O} 大 量 \mathcal{O} 情 報 か 5 当該 情報、 を構成する言語、 音、 影像その 他 \mathcal{O} 要素

に 係 る 情 報を抽 出 し、 比 較、 分類そ 0 他 \mathcal{O} 解 析を行うことをいう。 第四十· 七条 \bigcirc 五. 第 項第二号に お 1

て同じ。)の用に供する場合

三 前二号に掲げる場 合 のほ か、 著作 物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作 物

を電子計算機 による情報処理の 過程における利用その他 心利用 $\widehat{\mathcal{J}}$ 口 ーグラ ムの 著 作物にあ つては、 当該

著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

第三十一条第三項中 図 書館等」の下に「又はこれに類する外国 \mathcal{O} 施設で政令で定めるもの」 を加える。

第三十五条第一項中 「使用」を 「利用」に、 「必要」 を「その必要」に、 「複製する」を 「複製 若 L

くは公衆送信 (自動公衆送信 の場合にあつては、 送信可能化を含む。 以下この条において同じ。) を行い、

又は 公表され た著作物であつて公衆送信されるも のを受信装置を用い て公に伝達する」 に改め、 同 項ただし

書中 「そ 0) 複 製 \mathcal{O} 部 数及 び を 「当該: 複 製 \mathcal{O} 部 数 及び当該 複 製、 公衆送信又は 伝達 \bigcirc に 改 め、 同 条第二項

中 「公表され た著: 作物につい ては、 前項」 を 前 項の 規定は、 公表された著作物について、 第一項」に、

に は を っに おいて」に、 「(自動公衆送信の場合にあつては、 送信 可能化を含む。)を行うことができる

を 「を行うときには、 適用しない」 に改め、 同項ただし書を削 り、 同 項を同条第三項とし、 同 条第 一項の

次に次の一項を加える。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り公衆送信を行う場合には、 同項の教 育機関 を設置する者は、 相当な額の補償金を著作

権者に支払わなければならない。

第三十七条第二項中 「含む」 の 下 に _0 次項におい 、 て 同 じ を加え、 同条第三項中 「視覚障 害者その 他

を 「視覚障 害 その 他 \mathcal{O} 障 害により」 に、 に <u>障</u> 害 \mathcal{O} あ る を 「が 木 難 な に、 自 動 公衆送信 (送信 可 能 化

を含む。)」 を「公衆送信」 に改 らめる。

第四十三条を削り、 第四 十二条 Ö) 四を第四十三条とする。

第四 十七条の見出 し 中 「複製」 を 「複製等」に改め、 同条中 「展示する者」 の下に「(以下この条にお į,

て 「原 作 品展示者」 という。 _ を加え、 「これ 5 \bar{O} 著作物 \mathcal{O} 解 説 又は」 を 「これら . О 展示する著作 物 以

下この 条及 U 第四 十七 条の 六第二 項 第一 号にお 1 て 展 示 著 作 物 という。 \mathcal{O} 解 説 若 L Š は」に、 「これ

5 (T) 著 作 物 を 掲載す Ź を 当 該 展 示 著 作 物を! 掲 載 又は 次 項の 規定により当該 展 示 著作 物 を上 映 若

しくは当該 展示著作物につい て自 動公衆送信 (送信可能化を含む。 同項及び 同 一号にお ١ ر て同じ。) を行うた

めに必要と認められ る限度において、 当該展示著作物を複製する」 に改め、 同 条に次のただし書 を加える。

ただし、 当該 展 示 著 作 物 \mathcal{O} 種 類及び 用 途 並 び に当 ¬該複製 \mathcal{O} 部数及び 態様 に 照らし著 作権者 \mathcal{O} 利 益を不当

に 害することとなる場 合 は この 限 り で な

第四 十七条に次の二項を加える。

2 原 作 · 品 展 宗者 は、 観覧者 \mathcal{O} ため に展示 著作 物 \mathcal{O} 解説 又は紹介をすることを目的とする場合に は、 そ \mathcal{O} 必

要と 認 8 5 れ る限 度に お 1 て、 当 該 展 示 著作 物 を上 映 Ļ 又は 当 該 展 示 著 作 物 に 0 1 て 自 動 公 衆 送 信 を 行

うことができる。 ただし、 当該 展 示著: 作 物 \mathcal{O} 種 類 及び 用途 並 び に当 該 上 一映又 は 自 動 公衆 送信 \mathcal{O} 態 様 に に照ら

1 著 作権 者 の利益を不当に害することとなる場合は、 この限りでな

3

原

作

品品

衆

送

信

の 場

合に

あ

つて

は

送信

可

能化を含む。

を行うことが

できる。

ただし、

当 該

展

示著

作

物

 \mathcal{O}

種

類

及

展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、

展示

著作物

 \mathcal{O}

所在

に関する情

報を公衆に

提供するため に必要と 認め 5 れ る限度にお () て、 当 該 展 示 著作物に つい て複製 ĺ 又は 公衆送信 自 動 公

び 用 途並 び に . 当 該 複製 又は 公衆送信 の態 様に照らし 著作 権 者 $\overline{\mathcal{O}}$ 利益 を不当に害することとなる場合は、

の限りでない。

第四 十七 条 の三第一 項中 利 用する」 を 「実行する」に、 $\bigcup_{i=1}^{n}$ 複製又は翻 案 (これにより創 作 た二次的

著作物 \mathcal{O} 複製を含む。 をする」 を 「を複製する」 に改め、 同 項 ただし書中 利 用 を 「実行」 に改める。

第四十七条の四から第四十七条の六までを次のように改める。

(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

第四 十七条 の四 電子 計 算機 に お ける利 用 (情 報 通信 \mathcal{O} 技術を利用する方法に よる利用を含む。 以下この条

に お け お る利 1 て 同 用 ľ を円 滑 又は に 供 3効率的 され る著 に行うため 作 物 は に当 次に 該 掲 電 げ 子 る場合その 計 算 機 E 他 お これ け る . ら 利 用に付 を同 様 随 に当 す 該 る 著 利 用 作 に 物 供 \mathcal{O} す 電 子 ることを 計 算 機 目 に

的 とする場合には、 その 必要と認められる限度において、 V) ず ħ の方法によるかを問 わず、 利 用すること

することとなる場合は、この限りでない。

が

できる。

ただし、

当該

著作

物

 \mathcal{O}

種

類

及び

用途並びに当該

刹

用

の態様に照らし著作権者

 \mathcal{O}

利

益を不当に害

電子 計 算機 に お 7 て、 著 作 物 を当該 著作 物 \mathcal{O} 複 製 物 を用 1 て利 用する場 合又 は 無線 通 信 若 L Š は 有 線

電 気通 信 の送信 !がされ る著作 物 を当 該送信を受信 して利用する場合にお 1 て、 これ 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 利 用 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 当

該 電子 計 算機 に よる情報 処 理 \mathcal{O} 過 程 において、 当 7該情 報 処 理を円滑又は効率的に行うために 当該著 作 物

を当該電子計算機の記録媒体に記録するとき。

自 動 公 1衆送信: 装置 を 他 人 \mathcal{O} 自 動 公衆送 信 \mathcal{O} 用 に .供することを業として行う者が 当 該 他 人 \mathcal{O} 自 動 公 衆

送 信 \mathcal{O} 遅 滞若 L < は 障 害 を 防 止 Ļ 又は 送 信 可 能 化 され た著 作 物 \mathcal{O} 自 動 公 1衆送信: を中 継 す Ź た 8 \mathcal{O} 送信

を効率 的 に行うために、 これらの自 動 公衆送信 \mathcal{O} ため に 送信可 能 化された著作 物 を記 記録媒体 に 記 録 する

三 情 報 通 信 \mathcal{O} 技術を利 1用する方法 により情報を提供する場合にお į١ て、 当該提供 を円 1滑又は 効率 的 に行

うため 0) 準 備 に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的とし て記録媒体 0 記 録 又は 翻 案を

行うとき。

2

電 一子計算機における利用に供される著作物は、 次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物 の電子

計 算 ,機に、 お け る利用を行うことができる状態 を維持 Ļ 又は当該状態に回復することを目的とする場合に

は その 必 要と認 めら ħ る限度に お 7 て、 7 ず れ \mathcal{O} 方法によるかを問 わ ず、 利用することができる。 ただ

Ļ 当該 著 作 物 \mathcal{O} 種 類 及び用 途 並びに当該 利用 の態様に照らし 著作 権者の利 益を不当に害することとなる

場合は、この限りでない。

記 録 媒体を内 蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内蔵する記録媒体 (以下この号及び

次号にお いて 内 蔵 記録媒体」 という。 に記録され てい る著作物を当該 内 蔵 記 録媒 外体以外 \mathcal{O} 記 l 録媒体

に 時 的 に · 記 録 Ļ 及び当該保 守 又は修理 の後に、 当該 内 ||蔵 記 録 媒 体 に 記 録 す る 場合

記 録 媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換するためにその内 |蔵記 録媒体に記 録

されて ** \ る著 作物 を当該・ 内 蔵 記 l 録媒体 以 外 \mathcal{O} 記 録 | 媒体に 時 的 に記録 Ĺ 及び 当該 同 様 \mathcal{O} 機 能 配を有 する

機器の内蔵記録媒体に記録する場合

三 自 動 公 衆送 信 装置を他 人 \mathcal{O} 自 動 公衆送信 の用に供することを業として行う者が、 当該 自 動 公衆送信 装

置 によ ŋ 送信 可 能化され た著作物 の複 製物 が減失 Ų 又は毀損 した場合の復旧 の用 に供するために当該

著作物を記録媒体に記録するとき。

電 子 計 算 機に、 ょ る情 報 処 理 及 びそ 0 結 果 \mathcal{O} 提 供 12 付 随 する軽微 利 用 等

第四 十 七 条 \mathcal{O} 五. 電 子 計 算 機 を 用 1 た情 報 処 理 に ょ ŋ 新 た な 知 見 又 は 情 報を 創 出することによ つて著: 作 物 \mathcal{O}

利 用 \mathcal{O} 促 進 に資す る次 \mathcal{O} 各号に 掲げ る行為を行う者 (当該 行 為 の — 部を行う者を含み、 当 該 行 為 を政 令 で

定め る基準 準 12 従 つて行う者に限る。 は、 公衆 へ の 提供又は 提示 (送信可能化を含む。 以下この 条 に お 7

て 同 が 行 わ れ た著作物 (以下この条及び次条第二項第二号にお いて 「公衆提供提 示著 作 物 لح う

(公表され た 著 作物 又は 送信 可 能 化され た 著作 物 に限 る。 について、 当該各号に 掲 げ る 行 為 \mathcal{O} 目 的

上 必 要と認 8 5 れ る限 度 に お 1 て、 当 該 行 為 に 付 随 て、 1 ず n \mathcal{O} 方法に、 ょ るか を 問 わ ず、 利 用 **当** 該 公

衆 提 供 提 示 著作 物 のうちその 利 用に供される部分の 占める割合、 その 利用 に 供され る部分の 量、 その 利 用

侵 ば著作権 示著作物 に供される際の表 う。 害するも を行うことができる。 0 の侵害となるべきものであること) 種 のであること 類及び用 示 . О 途 精度その 並 (国外で行わ び に当該軽微 ただし、 他の要素に照らし軽微 れた公衆 当 該 利 用 を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該 の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場 公 衆 へ の 提 提 供 供 提 なものに限る。 又は提示にあ 示 著作 物 に 係 つて る公グ 以下この条にお は、 衆 国内 \mathcal{O} 提 で行 供 į, 又 わ 7 は 提 れたとし 軽 示 微 が 公衆提供 著 利 たなな 用 作 権 提 لح 5 を

信 れ ,た著: 電子 元を識別するための文字、 作 計 物の 算機 題号又は著作者名、 を用 \ \ て、 検索により 番号、 送信 求 記号その他の符号をいう。 め 一可能: いる情報 化された検索情報 (以下この号に に係る送信 お その他 V > . T 「検索情報」 の検索情報 元 識別符号 (T) という。 自 特定又 動 公衆送 は 所 が 信 在 記 の 送 録 に 関 さ

合は、

この

限

いりで

ない。

する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

電子 計 算機 に よる情報解 析 を行 V. 及びその結果を提供すること。

三 そ の結果を提供する行為であつて、 前二号に ·记 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 電 子 国民 計 算 生 機 活 に \mathcal{O} ょ 利便 る情 性 報 処 \mathcal{O} 向上に寄与するものとして政令で定めるも 理 に より、 新 た な 知 見又 は 情 報 を 創 出 及び \mathcal{O}

2 前 項各号に掲 げる行 為 の準 備を行う者 (当該 行為 \mathcal{O} 準備 \mathcal{O} た 8 0) 情報 \mathcal{O} 収 集、 整 理 及 び提供 を政令で定

め る 基 準 に 従 つて 行う者 に限限 る。 は、 公衆! 提 供 提 示 著 作 物 に 0 7 て、 同 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る軽 微 利 用 \mathcal{O} 準 備

 \mathcal{O} ため に必要と認 8 5 れ る限 度におい て、 複製若 L Š は 公衆送信 自 動 公 衆 送信 の場合に あ つ 7 は 送信

可 能 化を含む。 以下この項及び次条第二項第二号にお **\ て 同 じ。 ・ を行い、 又はそ の複製物 に ょ 6る頒 布 を

行うことができる。 ただし、 当該 公衆提供提 示著作: 物 \mathcal{O} 種 類 及び 用 途並びに当該複製又は 頒 布 \mathcal{O} 部 数 及 CK

当該複製、 公衆送 信 又 は 頒 布 0) 態 様 に照ら L 著 作権 者 \mathcal{O} 利 益を不当に害することとなる場合は、

翻 訳 翻 案等 に よる利用) でな

\ <u>`</u>

第四十 七条 の六 次 の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、 当該著作物に つい

て、 当 該 規 定の 例 により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

項、 第三十 第三十五 -条 第 条第 項、 項 第三十三条第一 は 前 条 項 項 (同 翻 条第四 訳 項 E 変形 お 1 て準 又 は 翻 用する場合を含む。 第三十四条第

第三十条の二第一 項又は第四 十七 条の三 第 項 翻 案

又

第

編

曲

案

この

限

*(*1)

三 第三十一条第 一項第 一号若しくは第三項後段、 第三十二条、 第三十六条第一 項、 第三十七条第 項 若

くは 第二項、 第三十九 条 第 項、 第四 + ·条第二 項、 第四 十 条又は第四 十 二 条 翻 訳

四 第三十三条の二第一項又は第四十七条 変形又は翻案

五 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案

2 六 前 項 第三十七条 \mathcal{O} 規 定に、 の 二 ょ り 創作され 翻 訳又 は た二次的 翻 案 著 作物 は、 当該 二次的 著 作物 \mathcal{O} 原著 作物を同 項各号に掲

次 0 各号に · 掲 げ る二次的 著 作 物 に あ つ て は、 当該 各号に定め る規定を含む。 以下こ 0) 項 及び 第 匝 十 八 条 第

三 項第二号に お 1 て同じ。 により利用することができる場合には、 原著: 作 物 \mathcal{O} 著 作者その 他 0 当 該 二次

的著 作物 \mathcal{O} 利 用 に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係に お いては、 当該二次的 [著作: 物 を

前 項 各号に 掲げ る規定に規定する著作物に該当するものとみなして、 当該各号に掲げる規定による利 用 を

行うことができる。

8 ど当 第四 十 該 展示 七 条 第 著作物を複製することができる場合に、 項 \mathcal{O} 規 定に より同 条第 二項 \mathcal{O} 規定に よる展 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により創 示 著作物 \mathcal{O} 上 映 作された二次的著 又 は 自 動 公衆送信を行うた 作 物 同条

げ

る規定

第二項

前 第 二項 の規定により 公衆提供提示著作物 に つ V > て複製、 公衆送信又はその複製 物 に よ る頒 布 を行

うことができる場合に、 前 項 \mathcal{O} 規定により創作された二次的著 作 物 同 条第 項

第四十七条の七から第四十七条の九までを削る。

第四 十七 文 \bigcirc 十中 「第三十一条第一項 を 「第三十条の二第二項、 第三十条の三、 第三十条の四、

第三

+ 条 第 項 に、 「又は 第四 1十六条 か ら第 四十七 之 条 の二まで」 を \neg 第 四 1十六条、 第四十· 七 条 第 項 若

し Š は 第三項 第 四 + 七 之 条 が 二 、 第 兀 + 七 条 \mathcal{O} 匹 又は 第 匹 + -七条の 五. に、 第三項後段、 第三十 五 条第

項」 を 「第三 項後段」 に改り め、 同 条ただし書中 「ただし」 の 下 に 第三十条の三」 を加え、 「又は第四 +

七 之 条 が の 二 を 一、 第四十七条第 項若しくは第三項、 第四十七条の二、 第四十· 七条の四若しくは第四十 七 条

 \mathcal{O} 五. に改め、 \bigcup を の 下 に 「第三十条の三」 を、 譲渡する場合」 の 下 に 「又は 第三十条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O}

他 人に享受させる 目 的 \mathcal{O} た \Diamond に 公衆 に 譲 渡する場 合 を加 え、 同 条を第四 + 七 条の七 とする。 適用を受けて作成された著作

物

 \mathcal{O}

複製物

を当該著

作物

に

表現された思想若

しく

は

1感情

を自ら享受し若しくは

第四 十八条第一 項第一号中 「第四十七条」 を 「第四十七条第一 項」 に改め、 同項第一 二号中 「第二項」 の 下

に 第四十七条第二項若 しくは 第三項」 を加 え、 同 頂第三号中 「第三十五条」 を 「第三十五条第 項」に

若 しく は 第四 十六 条 を 第四 十六 条若 しくは 第 匹 + Ł 条 \mathcal{O} 五. 第 項」 に 改 め、 同 条 第 項 中 「第 匝

十三条の規定により著作物 を翻 訳 Ĺ 編 曲 Ļ 変形し、 又は 翻案 L て利用する」 を 次 \mathcal{O} 各号に 撂 げげ る に

「その著作物」 を 「当該各号に規定する二次的著作物 0 原 著作物」 に改め、 同 項に次の各号を加 える。

第四十条第 項、 第四十六条又は第四十七条の 五. 第 項のに 規定により創 作され た二次的著 作物をこれ

らの規定により利用する場合

第四 + 七 条 \mathcal{O} 六 第 項 \mathcal{O} 規 定 により 創作され た二次的 |著作: 物 を同 条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定の 適用を受けて同 条

第一項各号に掲げる規定により利用する場合

第四 + 九条第一 項第一号中 「第四 十二条の 匹 第二項」 を 「第四十三条第二項」に改め、 「若しくは第二項

 \mathcal{O} 下 に 第四 [十七条第 一項若しくは 第三項」 を加え、 「第四 十七七 条の六」 を 「第四十 七 条 \mathcal{O} 五. 第 項」

に、 次項第四号」 を 「次項 第一 号又は第二号」に、 「を公衆に提 示 し た を $\overline{\mathcal{O}}$ 公衆 \mathcal{O} 提 示 (送信 可 能

化を含む。 以下同じ。 を行つた」 に改 め、 同 項 第六 一号及 び 第七 号を 削 り、 同 項 第 五. 号中 「第三十 -条 \mathcal{O} 几

第四十七 条 \mathcal{O} 五. 第一 項若しくは第二項、 第四十· 七 条の七又は第四十七 条の九」 を 「第四十 七 条の 兀 一又は 第四

項若 を同 七 に 十 条 ょ 七 L Ď る 条 項第五号とし、 くは 五. \bigcirc か 第三 を問 五. 第二項 第二項」 項 わ ず、 を削 \mathcal{O} に 規 同項第三号中 改 り、 定 を め、 加加 \mathcal{O} 適 え、 「これらの 用を受けて 「次項第六号」 同 号を 「次項第二号」 規定」 同 同 項第六号とし、 条第 の 下 に を 同 を 項若しくは第二項 項」 「次項第四 「又は第七号」を、 に、 同 項 第四 「次項第二号」 号」 号中 に改め、 に規定する内 用 第 を 兀 **,** \ て 若しくは第四 十七 「次項第四号」 蔵 の下に 記 条 録 \mathcal{O} 媒 兀 体 第三 $\overline{}$ + 以 項 ١ ر 外 七 に 改 ず 条 又 \mathcal{O} め、 'n 記 \mathcal{O} は \mathcal{O} 兀 第 録 方 媒 第 同 几 体 号 法 +

た を除く。 にめに、 第三十条 V ず を用 \mathcal{O} 兀 n 1の規定 \mathcal{O} 7 方 て、 法による 当該著作物 の適用を受けて作成された著作物 る か を問 に表現され わ ず、 当該 た思想 著 作 又は 物 を 感情 利 の複製物 用 を自ら享受し又は他 た者 (次項第三号の複製物に該当する 人に享受させる目 的 ŧ 0 \mathcal{O}

え、 第 匹 同 + 項 第 九 条 号中 第二 項 「又は第四十二条」 中 翻 案を」 \mathcal{O} 下に を \neg 当 第四十二条又は第四十七 該 二次 的 著 作 物 に つき第二十 条第一 項若しくは第三項」 条 \mathcal{O} 複 図製を、 そ れ に、 ぞ れ 第四 を加 公衆

 \mathcal{O}

提

示

を行

0

た

に改

め、

同

号を同

項第四号とし、

同

項

中

第二号を第三号とし、

第

号

 \bigcirc

次

に

次

 \mathcal{O}

に

時

的

に

記

録さ

れ

た著

作

物

 \mathcal{O}

複

製物」

を

削り、

「これら

を

「当該」に、

「を公衆に

· 提

示

L

た

を

 \neg

号を加える。

十三条」を 「第四十七 条の六第二項」に、 「同条各号」 を 同 条第一 項各号」に、 「従い」 を こよ りに、

「を公衆、 に提 示し た を $\overline{\mathcal{O}}$ 公 衆 \mathcal{O} 提 示 を行 った」 に改 め、 同 項 中 第四号及 び第五号を 削 り、 第三号を第

「第四 十七条の三第 一項の規定により」 を加え、 「を公衆に提示した」 を $\overline{\mathcal{O}}$ 公衆 \sim の提示を行 こつた」 に改

五号とし、

同

項第二号中

「第四

十七条の三第一項」を

「第四

十七条の六第二項」

に改め、

「受けて」

0)

下に

め、 同 『号を同 項第四号とし、 同 項第一 号の 次に次の二号を加える。

第三十条の三又は第四十七 条 \dot{O} 五. 第 項 E 定め る 自的 以 外の 目 的 \mathcal{O} ため に、 これ . ら 規 定 0) 適 用 を受

け て作 成 された二次的 著 作 物 \mathcal{O} 複製 物 を頒 布 Ļ 又は 当 該 %複製 物 に よつて当該 二次的 著作 物 \mathcal{O} 公 衆 \mathcal{O}

提示を行つた者

三 第三十 条の 匹 0 規定の適用を受けて作成された二次的著作物 の複製物を用いて、 当該二次的著作 物 に

表 現され た思想 又は感情を自ら享受し又は 他 人に享受させる目的 のために、 ١ ر ず ħ の方法によるか を問

わず、当該二次的著作物を利用した者

に、 第四 「これら」 + 九 条第二 を 項第六号中 同 . 条 _ に改め、 「第三十 用 条 γ\ \mathcal{O} . て _ 匹 第 の下に、、 匹 + 七 文 \mathcal{O} いずれの方法によるかを問 七 又は第四 1十七条 \bigcirc 九 を わず、」 「第四 を加 + 七 え、 条 \mathcal{O} 四 同項

に次の一号を加える。

七 第 辺 + 七 条 \mathcal{O} 五. 第二項 に定め る目 的 以 外 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} ため に、 第四 1十七条 の六第二 項 \mathcal{O} 規定 0 適 用 を受け

7 第四 + 七 ~ 条 \mathcal{O} 五. 第二 項 0 規定により 作成された二次的 著作 物 \mathcal{O} 複製物、 を用い て、 V > ず ĥ 0 方法に、 よる

かを問わず、当該二次的著作物を利用した者

第六十七条第三項を同 条第四百 項とし、 同 条第二項中 「前項」 を 「 第 一 項」 に改め、 同項を同条第三項とし

、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 玉 地 方 公共 寸 |体その 他 これ らに準ず るも のとし て政・ 令で定める法 人 (以下この項 反 Ű 次条 に お 1 7

玉 字 二 という。 が 前 項 の規定により 著作物を利用しようとするときは、 同 項 \hat{O} 規定に か か わ 5 ず、 同 項

 \mathcal{O} 規 定による供託を要しない。 この場合において、 国等が著作権者と連絡をすることができるに至 一つたと

きは、 同 項 \mathcal{O} 規定により文化庁 長官が定め る額 の補 償金を著作権者に支払わなけ れば なら ない。

第六 十七七 文 の 二 一第七 項 を 同 条第 九 項とし、 同 条 第六 、 項 中 「前三項」 を 第 兀 項、 第 五. 項 又 は 前 項」 に、

前二 項 を この 条第五 項 若 L くは 前 項」 に . 改 め、 同 項を同り 条第八項とし、 同 条中 · 第 五 項を第七項とし、 第

四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 申 請 中 利 用 者 (国等に限る。 は、 裁定を ししない 処分を受けた後に著作 権者と連絡をすることができる

に 至 つたときは、 当 該 処 分を受けた時 までの 間 に お け る第 項 \mathcal{O} 規定によ る 著作 物 \mathcal{O} 利 用 に 係 る使 用 料 \mathcal{O}

額 に 相当するものとして文化庁長官が ,定め る 額 \bigcirc 補 償 金を著作 権 者 に支払 わ なけ れ ば なら な

の 下 に (国等を除く。 次項において同じ。

条第四項とし、 同 条第二項中 「前 項」 を 「第 一項」 に改め、 同項を同条第三項とし、 同 · 条 第 項 \mathcal{O} 次に次 \mathcal{O}

項を加える。

第六

十七条の二第三項中

「いう。)

_

_

_

を加

え、

同 項

を同

2 玉 等 が 前 項 \mathcal{O} 規 定により著 作物 を利用しようとするときは、 同 項 \mathcal{O} 規定に カン かわ らず、 同 項 \mathcal{O} 規定 によ

る 供 託 を 要し な

第七 十一条中 「第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第五項若しくは第六項」に改める。

第七 十二条第 7一項中 第六十七条の二第四 [項] を 第六十七条の二第五 項若しくは第六項」に、

第六十七条 の二第四 項」 を \neg (第六十七条の二 一第五 項又は 第六項」 に改 8 る。

第七 十四四 [条第三 |項中 第六十七 条 か 二 一第四 項」 を 「第六十七 条 の二第 五. 項 に 改 \Diamond る。

第八十六条第一 項 中 「第三十一条第一 項 を 「第三十条の四、 第三十一条第 一項」に、 並 一びに第四十六

三十五 四十 第一 \mathcal{U} 条 条 第二 か \mathcal{O} 七 項 5 匹 条第 及び 第四十七 項ただし書」 条の二、 並 び 第四 に 項ただし書、 第四 第四 十 A 条 七 + の二まで」 に、 十七 条の二」 七 条 条 \mathcal{O} 第四 五. \mathcal{O} を を 兀 第 に、 出 十二条第 「第三十条の二第二項ただし $\overline{\ }$ 版 第四 項ただし書及び第二項ただし書 権 者 第三十条 十六条、 を 項ただし書、 の二第二項、 出 第四十七条第 版 権 第四 者」 第三十 と、 書、 十七条第一 項及び 同 第三十条の三、 条第 並 条の三、 び 項ただ 第三項 に第四 項ただし 第三十 十七 し書及び第三項 第四 第三十条の D 条 書 五. 十七 中 Ò 条 第 五. 著 第 条の二、 匹 作 項 項 ただ ただ 権 第四 ただし書 を 第四 L L とあ 書、 書 十七 第 る 及 第

2 次 に掲 げげ る者 は、 第八十条第 項 第 号の 複 製を行 つたも のとみ なす。

 \mathcal{O}

は

出

版

権

を

と

著

作

権

 \bigcirc

とあ

る

のは

出

版

権

 \bigcirc

に

改

め、

同

条第

項

を次

 \mathcal{O}

ように

改

め

- ` 前 第三十三条 項 に お ζ) の二第一 て準用する第三十条第 項若しく · は 第 四 項、 項、 第三十条 第三十五 の三、 条 第 項、 第三十 第三十七条第三項、 条第 項第一 号若しくは第三項 第三十七 条 の二本文 後段
- \mathcal{O} 目 項、 的 第 \mathcal{O} 匝 ために、 +七 条 第 これ らの 項 若 規 L 定の Š は 第三 適用を受けて作成され 項、 第 兀 + 七 条 \mathcal{O} た著作 三 又 は 物 第四 \mathcal{O} 複製 十七 物 条 を頒 \mathcal{O} 五. 布 第 し、 項 E 又は当 定 8 該 る 複製 目 的 物 以 に 外

同

条第二号に係る場合

に

あ

つつて

は

同号)

第四

+

__

条か

5

第四

一十二条

の二まで、

第四

1十二条

の 三

よつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

前 項 E お 7 て 準 用す る第三 + 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用を受けて作 :成され た著作物 の複製 物 を用 当 該

著 作物 に 表現された思想又は 感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的 \bigcirc ために、 ١ ر ず ħ の方法 によ

るかを問わず、当該著作物を利用した者

三 前項において準用する第四十七条の 四又は第四十七条の五第二項に定める目的 以外の目的のために、

これら 0 規定 \mathcal{O} 適用を受けて作成された著作物 \mathcal{O} 複製物 を用 7 て、 ** \ ず 'n (T) 方法によるか を問 わず、 当

該著作物を利用した者

第八十六条第三項 前段中 「第三十条の三」 の 下 に $\overline{}$ 第三十条の四」 を加え、 「第三十五条第二項」を

第三十五条第一 項」に改め、 「第四十六条」 の下に、 第四十七条第二項及び第三項」を加え、 並 び に 第

四十七条の六」 を 第四十七 条の 四並 びに第四十七条 の五 に改め、 同項後段中 「第三十条の二第二項」

を 「第三十条の二第二項ただし書」 に改 め、 「第三十条の三」 の 下 に $\overline{}$ 第三十条の四 ただし書」 を加え、

「第三十五条第二 項」 を 「第三十五 条 第 項ただし書」 に、 「第三十六条第 項及び 第四 十七 条 の 二 を

第三十六条第一項ただし書、 第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、 第四十七条の二、 第四十七条

第四 \mathcal{O} 兀 第 + 七 項ただし書及び 条 Ď 六ただ l 書 中 第二項ただし 著 作 権 とあ 書 並 びに第四十七 る \mathcal{O} は 出出 版 条の 権 五 を 第 同 ___ 条第 項ただし書 項た だし 及び第二項ただし書」 書 中 著 作 権 を とあ る

 \mathcal{O} は 出版 権 を」と、 著 作 権 <u>の</u> とあ るのは 出 版 権 (T) に改 め る。

第百二条第 一項中 「第四 十二条の四」 を 「第四· 十三条」に、 「並びに」を 一、 第四十六条から第四 一十七条

四十七 の二まで、 条の七」 _ に、 に改 _ め、 か ら第四十七 同 条 第二 条の 項中 九まで」 「若しく を は 第四十二条」 並 一びに第四 を 十七七 \neg 条の五」 第四十二条若しくは第 に、 「第四十七条の十」 兀 十 七 · 条] を に 「 第 改

め 同 条第 九 項 第 号中 「第四 十 二 条 \mathcal{O} 兀 第二 項」 を 「第四十三条第二 項」 に、 乊 は 第四 + 七 条 の六」 を

 \neg 第 四十 七 条第 項若, しくは第三項、 第四 十七条の二又は第四十七 条の五第一項」に、 「を公衆 小に提 示 L

たし を 「の公衆 の提示を行つた」 に改め、 同項中第三号を削り、 第二号を第三号とし、 第一号の次に次 \mathcal{O}

号を加える。

第一 項 に お 1 て準 用する第三十 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用を受けて作成され た実演等 の複製: 物 を用 1 て、 当

該 実 入演等 を自 ら享受し又は他人に享受させる目的 のために、 いずれの方法 による か . を 問 わ ず、 当該 実演

等を利用した者

第百二条第九項第四号を削 り、 同 項第五号中 「第三十条の四、 第四十七 之 条 の五 第 項若しくは第二 項、 第

兀 十 -七条 \mathcal{O} 七 又は 第 四 十七 条の 九 を 「第四 + 七 条の 兀 又 は 第四 十 Ł 条 \mathcal{O} 五. 第 二項」 に 改 め、 用 1 て 0)

下に ١, ず れの方法によるか · を問 わず、 を加え、 同号を同 項第四号とし、 同項第六号及び第七号を削 ŋ

第五章の章名を次のように改める。

同

項第八号中

「を公衆に提示した」

を

 $\overline{\mathcal{O}}$

公衆への

提示を行つた」

に改め、

同号を同項第五号とする。

第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金

第 五 章中 第 百 四 条 の 二 \mathcal{O} 前 に 次 \mathcal{O} 節 名を付す る。

第一節 私的録音録画補償金

第百四条の二第一 項 中 「この章におい て同じ。) 0) 補償金 (以下この章」を 「この節に おいて同じ。) 0

補償 金 (以下この節」に、 者 (以下この章」 を 「 者 (次項及び次条第四号」に、 もの (以下この章」 を

ŧ, \mathcal{O} (以下この 節 に改め、 同 項 第一号中 「以下この章」 を 「次条第二号イ及び第 百 匹 条 O匹 に改め、

同 項第二号中 「以下この 章 を 「次条第二号口 及び 第百 兀 条 \bigcirc 匹 に改める。

第百四条の三第四号中「この章」を「この節」に改める。

第百四 条 \mathcal{O} 兀 第 項 中 「この章」 を「この条及び次条」 に改める。

第百四条の十中「この章」を「この節」に改める。

第五章に次の一節を加える。

第二節 授業目的公衆送信補償金

、授業目的公衆送信補償金を受ける権

利の行使)

第百四条の十 第三十五条第二項 (第百二条第 一項にお 1 て準用する場合を含む。 第百四条の十三第二項

及び 第百 匹 条 \mathcal{O} 十四四 第二 項 E お 7) て同じ。 の補償 金 (以下この節 に お 7 て 「授業 目的 公衆 送 信 補 償

という。) を受ける権利 は、 授業目的 公衆送信補償金を受ける権利を有する者 (次項及び 次条第四 一号に、 お

1 7 「権利者」という。) のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、 全国を通じて

個 に 限りその同意を得て文化庁 長官が指定するもの (以下この節にお (1 · て 「指定管理団体」 という。 が

あるときは 当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定による指定がされ た場合には、 指定管 理団 体 は、 権 利者 \mathcal{O} ため に自己の名をもつて授業目的

に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

公衆送信

補

償金を受け

る権

利

(指定の基準)

第百 1四条 Ď + 文化庁長官は、 次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をし

てはならない。

一 一般社団法人であること。

二 次に掲げる団体を構成員とすること。

1 第三十五条第一 項 (第百二条第一 項に お いて準用する場合を含む。 次条第四項にお いて同じ。) (T)

公衆送信 (第三十五条第三項 の公衆送信 に該当するものを除く。 以下この節 12 お į١ て 「 授 業 目的 公衆

送信」という。)に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とす る団

体 (その連合体を含む。) であつて、 国内において授業目的公衆送信に係る著作物に関 L 同項に規定

する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

口 授業 目的公衆送信に係る実演に関し第九十二条第一項及び第九十二条の二第一項に規定する権利を

有する者を構 成員とする団 体 (その連合体を含む。 であつて、 国内 に お į١ て 授業目的 公衆送信 に係

る実演に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるも \mathcal{O}

授業目的公衆送信に係るレ コー -ドに関 し第九十六条の二に規定する権利を有する者を構成員とする

寸 体 (その 連合体を含む。) であつて、 玉 内 に おお 1 て授業に 目 的 公衆送信 [に係] る レ コ] K に関 し同 条に

規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

= 授業目的公衆送信に係る放送に関し第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項に規定する権利を

有する者を構成員とする団体 (その連合体を含む。) であつて、 国内において授業目的公衆送信 に係

る放送に関 しこれらの規定に規定する権利を有する者の利 益を代表すると認め 5 ħ る ŧ \mathcal{O}

ホ 授業 目 的 公衆送信に係 る有線放送に関 L 第百条 の三及び第百 <u>呆</u> \bigcirc 匹 に 規定す る権 利 を有する者 を構

成員とする団体 (その連合体を含む。) であつて、 国内におい 、て授業は 目 的公衆送信に係る有線放送に

関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認めら れるも \mathcal{O}

三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

口 その 構 成 員 が 任意に加入し、 又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

兀 権 利 者 \mathcal{O} ために授 業 目的 公衆送信 補償金を受ける権利を行使する業務 (第百 兀 条 \mathcal{O} + 五 第 項 \mathcal{O} 事 業

に 係 る業務を含 む。 以下この 節 に お 7 7 補 償 金関 係 業務」 という。 を的 確 に 遂 行する に 足 ŋ Ź 能 力

を有すること。

(授業目的公衆送信補償金の額)

第百四条の十三 第百四 条 \mathcal{O} 十 一 第 項 の規定により指定管理団体が授業目的 公衆送信補償金を受ける権 利

を行使する場合には 指定管 理 寸 体 は 授業! 目的 公衆送信 補 償 金 \mathcal{O} 額を定り め、 文化庁長官の 認 可 を受けな

け れ ばならない。 これを変更しようとするときも、 同 様 とする。

2 前 項 \mathcal{O} 認 可 が あ つたときは、 授業 目的 公衆送信 <u>.</u>補償. 金 \mathcal{O} 額は、 第三十五条第二項 の規定にかかわらず、

その認可を受けた額とする。

3 指 定管 理 団体 は、 第 項 \mathcal{O} 認 配可の申 · 請 に際 し、 あらかじめ、 授業目的公衆送信が行わ れる第三十五 第

項 \mathcal{O} 教 育 機 関 を設置する者 \mathcal{O} 寸 体 で 同 項 \hat{O} 教育 機 関を設置する者 の意見を代表すると認めら れるも \mathcal{O} \mathcal{O}

意見を聴かなければならない。

4 文 化广 長官は、 第一 項 の認 可 \mathcal{O} 申 請 に係る授業目的公衆送信補償 金の額が、 第三十五条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 \mathcal{O}

趣旨 公衆送! 信信 自 動 公 1衆送1 信 \mathcal{O} 場合に、 あ つては、 送信 可 能 化を含む。 に係 る 通 常 \mathcal{O} 使 用 料 \mathcal{O} 額 その 他

 \mathcal{O} 事 情 を考 慮 Ī た 適 正 な 額 であ ると認っ め るときでなけ れ ば、 その 認 可 を L 7 は な 5 な 1

5 文 化庁 長 官 は、 第 項 \bigcirc 認 口 をしようとするときは、 文化審 議会に 諮問 L なけ れ ばなら な

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第百 匹 条 O+ 兀 指 定管 理 寸 体 は 補 償 金 翼 係業務を開始 しようとするときは、 補償 金関 **医**係業務 \mathcal{O} 執 行 に . 関

する規程 を定め、 文化 庁 長官 に 届 け 出 な け れ ば なら な これを変更しようとするときも、 同 様 とす

2 前 項 \mathcal{O} 規 程 に は 授 業 目 的 公 衆 送 信 補 償 金 \mathcal{O} 分配 に 関 す る事 項 を含むも \mathcal{O} とし、 指 定 管理 寸 体 は、

+ 五 条第一 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 趣 [を考慮] して当 該 分配 に関 図する事 項を定め なけ ń ば なら な

(著 作権 等 Ò 保 護 に . 関 ける事 業等 \mathcal{O} た 8 0 支 出

第百 匹 条 \bigcirc + 五 指 定管 理 寸 体 は 授業 目 的 公衆送信 補 償 金 \mathcal{O} 総 額 のうち、 授 業目 的 公衆送信 による著 作 物

等 \mathcal{O} 利 用 状 況 授業 目 的 公衆 送信 補 償 金 \mathcal{O} 分 配 に係 る 事 務 に 要する費用そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 情 を 勘案 L て政 令 で定

8 るところに により 算 出 た 額 12 相 当す る 額 を、 著 作 権 及 び 著 作 隣 接 権 \mathcal{O} 保 護 に関 す る事 業 並 び に著 作 物 \mathcal{O}

創 作 \mathcal{O} 振 興 及び 普 及に資する事 ,業 のために支出し なけ ればならない。

2 文化庁長官は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 政 令 \mathcal{O} 制定又は改正 の立案をしようとするときは、 文化審議会に諮問 L なけ れば

ならない。

3 文 (化庁) 長官は、 第一 項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、 指定

管理 団体 : に 対 し、 当該業務に関 し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴収等)

第百 1四条の・ 十六 文化庁長官は、 指定管 理団体 の補償金関係業務 0) 適 正 な運営を確保するため必 要が あると

認 8 るときは 指定管 理 寸 体 に 対 補 償 金関 係 業 徐務に関 L て報告をさせ、 若しく は 帳 簿、 書 1類その 他 \mathcal{O}

資料 \mathcal{O} 提 出 を求め、 又は 1補償 金関係業務 \mathcal{O} 執 行方法 \mathcal{O} 改善 $\overline{\mathcal{O}}$ ため必要な勧告をすることができる。

(政令への委任)

第百 匝 条 の十七 この節に規定するもののほか、 指定管理団体及び補償金関係業務に関し 必要な事項は、 政

令で定める。

第百· 十三条第 五. 項 中 「著作隣接権 を 「著作隣接権を」」に、 「」とする」を「を」とする」 に改める。

附 則

(施行期日)

第一 条 0 法 律 は、 平成三十一 年一月一 日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げ げる規定は、 当該

定 め る日 か ら施行する。

第百 十三条第五項の改正規定並びに附則第四条及び第七条から第十条までの規定 公布 0)

日

目次の改正規定、 第三十五 条の改正規定、 第四十八条第一項第三号の改正 規定 (「第三十五条」 を

第三十五 条第 項」 に改め る部分に限る。)、 第八十六条第三項 が前段の 改 Ē 規定 「第三十 五条第二項

を 「第三十五 条第 項」 に 改 め る部 分に限 る。 同 項 後段段 0) 改 正規 定 「第三十五条第二 項 を

第三十五 条第 項ただし書」 に 改め る部分に限る。 及び 第五章 Ò 改 Ē 規定 公布 O日 カン ら起算して三

年を超えない · 範 囲· 内 に お į, て政令で定め Ś 日

(複製物 0 使用 に つい て の経過 措 置

第二条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (以 下 施施 行日」という。) 前にこの法律による改正 前 0 著 作権 法 (以 下 旧

法 という。 第三十 条 \bigcirc 兀 若 しく は 第四 十 七 条の 兀 か 5 第四 + 七 条 \mathcal{O} 九 ま での 規 定 0 適 用 を受け 7 作 成

された著作物の 複 製 物、 旧 法第四一 十三条の規 定 の適用を受けて旧法第三十条第一 項、 第三十 一条第 一項第

従前 0) ては の三若しく 二本文、 公 号若しくは 衆 \mathcal{O} 、この 例 \sim 第 に \mathcal{O} による。 法律 提示 は 匝 第四 + 第三項後段、 に (送 この よる改 十七 条 若 信 場合に 条 可 L の三第 能 正 < 後 第三十三条の二第 は 化 の著作が 第四 お を含む。 1 項 十二条 て、 権 0) 規定 旧 法 以下この !法第四· \mathcal{O} (以 下 規 \mathcal{O} 適 定 項、 条に 十九 用を受け に 「新法」という。 従 条第 お 第三十五条第一 1 作 7 説され て作成された二次 7 項第一 同 ľ た二次的 号 中 を行 第四十 項、 「を公衆に提 つた」 著 第三十七条第三 九 的 作 条の 著作 物 と、 \mathcal{O} 規 物 複 定 製 同 示 \mathcal{O} に 複 物 項 し 第 た 項、 製 カン 又 三号 物 カ は とあ 第三十七 わ \mathcal{O} 旧 並 使 5 法 るの ず、 び 第 用 に 三十 に は な 条 同 0 \mathcal{O} 条 お 1 条

 \mathcal{O} < \mathcal{O} 可 能 場 は 施 九 合に 影 ま 行 化 . を 含 像 で 日 お \mathcal{O} 前 \mathcal{O} む。 ** \ 複 規 12 製物 定 て、 旧 第 \mathcal{O} 法 八号 旧 \mathcal{O} 適用を受けて作成され 第百二条第一 法 使 第 用 に につい お 百二条第 1 て同 ては、 項に r. 九 項 な 新法 第 7 を行 た実演若しくは て準 号 中 第 った」 百 用 する旧 二条第 「を公力 と、 衆 九項 法 同 第三 に レ 項第 提 \mathcal{O} コ 十 規定に 示 八号中 ド 条 L た 又は放送若しくは \mathcal{O} か 兀 とあ カン 又は 「を公衆に わ らず、 る 第 O匝 + は 提 な 七 \neg 条 \mathcal{O} お 示 有線放送に 従前 \mathcal{O} L 公 た 兀 衆 か ^ \mathcal{O} とあ \mathcal{O} 5 例 によ 第四 提 係る音若 るのは 示 十七 (送信 ک 条 L

2

 \mathcal{O}

公

衆

 \mathcal{O}

提示

を行つた」とする。

第二

項

第

号 及

び

第二号中

「を

公衆

に

提

示

L

た

とあ

る

 \mathcal{O}

は

 $\overline{\mathcal{O}}$

公衆

 \mathcal{O}

提

示を行

った」

とす

(裁定による著作物の利用等についての経過措置)

第三条 新法 第六 + Ł 条及び第六十七 条の二(これ . ら 0 規定を著作 権法 第百三条に お 7 て準用す る場合を含

む。 0) 規 定は、 施行 日 以後に 新法第六十七条第一 項 (著 作 権 法第百三条に おい て 準 用する場合を含む。

0 裁定 の申請 をした者について適用 し、 施 行日前 に 旧 法第六十七条第一 項 (著作権法第百三条において

潍 用する場合を含む。 の裁定の申 請 をした者については、 なお従前の例による。

(準備行為)

第四 条 新法 第百 匹 条 \mathcal{O} + 第 項 の規定による指定、 新 法第百 几 条 \mathcal{O} 十三第 項 の規定による 認 可、 同 条

第五 項 \mathcal{O} 規定に ょ る諮 問、 新 法 第百 匹 条 \mathcal{O} $\dot{+}$ 匹 第 項 \mathcal{O} 規定による届 出 及び 新法第 百 匹 条 \mathcal{O} + 五. 第 項 \mathcal{O}

規定による諮問並びにこれらに関 し必要な手続その他 の行為は、 新法第五章 +第二節 \mathcal{O} 規定 0 例 に より、 附

則 第 条第二号に掲げる規定 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 (以 下 「第二号施行日」 という。 前にお いても行うことができ

る。

(第二号施行日の前日までの間の読替え)

第五 条 施行 日 から第二号施行 日 \mathcal{O} 前 日 までの 間における新法第四十七条の六第一項第一号及び第四十七条

の七 の規定 の適用 については、 同号中 「第三十五条第一項」 とあ いるのは 「第三十五条」 と、 同 . 条 中 (第

三十一条第 項 若 しくは第三項後段」 とある 0) は (第三十一条第 項 若 しくは第三項後段、 第三十二 · 五 条

第一項」とする。

(罰則についての経過措置)

第六条 この 法律 (附則第 一条第二号に掲げる規定については、 当該規定) の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七 条 附 則 第二条 から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

定める。

(調整規定)

第八条 附則第一 条第一 号に掲げる規定 の施 行 0 日 が 環太平洋パート ナーシップ協定 の締結 に伴う関 係法 律

0) 整 備 に 関 する法 律 (平成二十 八年 法 律 第百 八号。 以 下 「整備 法 という。)の 施 行 \mathcal{O} 日 前 で あ る場合に

は、 第百· 十三条第五項の 改正 規定及び 附則第 条第一 号 中 「第百十三条第五 項」 とあるのは、 「第百十三

条第四項」とする。

第九条 施行 日が整備法の施行の日前である場合には、 第二条第一項の改正規定中 「削り、 同項第二十一号

中 利用する」を「実行する」に改める」とあるのは、 「削る」とする。

2 前項の場合において、整備法第八条のうち著作権法第二条第一項中第二十三号を第二十四号とし、 第二

十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に一号を加える改正規定中 利用

する」とあるのは、「実行する」とする。

第十条 第二号施行 日 が整備法 の施行の日前である場合には、 第二号施行日から整備法 の施行 0 日 の前 日ま

での間における著作権法第二条第一項第二十号の規定の適用については、 同号中「有線放送 (次号」とあ

るのは、 「有線放送(次号及び第百四条の十五第一項」とする。

理由

情報 通 信 技 術 \mathcal{O} 進 展等 \mathcal{O} 著作 物等 \mathcal{O} 利 用をめぐる環境 の変化に対 孞 Ļ 著作 -物 等 \mathcal{O} 公正 な利 用 を図 るとと

もに 著 作 権 等 \mathcal{O} 適 切 な保護 に資するため、 電子 計 算 機 に お け る著 作 物 \mathcal{O} 利 用 に 付随す る利 用、 学校その \mathcal{O} 他 \mathcal{O}

教育機関における公衆送信、 美術 の著作物等の展示に伴う複製等をより円滑 に行えるようにするため Ó 措 置

等を講ずるほ か、 盲人、 視覚障害者その 他 の印 刷 物の 判読 に障害の ある者が発行され た著作が 物 を利 用する 機

大する必要が ある。 これが、 この 法 律案を提出す る理 由である。 会を促進するため

 \mathcal{O}

マラケシ

ユ

条約に対応するため、

視覚障害者等に係る権

利

制

限規定の

対象者

 \mathcal{O}

範囲

を

拡